

定額自動送金サービス規定

1. 定額自動送金サービス契約の成立
当行は、お客さまから当行所定の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに定額自動送金サービスに係る契約が成立するものとします。
2. 定額自動送金サービスのお取扱い
当行は、定額自動送金サービスのお取扱いにあたって、依頼書記載内容に従い、振込金額と振込手数料の合計額を引落指定口座から引落しのうえ、振込指定日にお受取人へ振込いたします。この場合当座勘定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳および同払戻請求書を提出することなく当行所定の方法によりお取扱いいたします。
3. お取扱い対象者
個人および法人といたします。
4. 反社会的勢力排除
反社会的勢力に関して、以下のとおり確約いたします。
 - (1) 現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずるもの（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号いずれかにも該当しないことを確約いたします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者の損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (2) 自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的に責任を終えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
5. 振込金額
毎月一定の金額を振り込みいたします
6. 振込指定日
毎月一定の振込指定日に振込いたします。なお、振込指定日が銀行休業日の場合は、事前申し込みにより前営業日、または翌営業日に振込まれます。月末を振込日にするには、振込指定日を31とします。
7. 引落指定口座の残高不足時の処理
振込指定日当日の15:00までに振込金額と振込手数料をご入金いただいた際は、再度振込処理を行います。
8. 領収書等の発行
当行は、お取扱いにあたっては、そのつど預金の引落しの通知または振替済の通知および領収書の発行等は省略させていただきます。
9. ご依頼人引落の通帳印字
「ソウキン」といたします。
10. お受取人口座の通帳印字
ご依頼人名といたします。振込依頼人名の指定をされた場合には、これを通帳印字といたします。
11. 通信回線障害等
やむを得ない事由により通信機器、回線の障害等によってお取扱いができないことがあります。当行はその責任を負いません。
12. 契約基本手数料（初回のみ）
1,000円（消費税別）を別途徴求いたします。
なお、契約基本手数料を引落指定口座から引落しする場合は、当座勘定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳および同払戻請求書を提出することなく当行所定の方法によりお取扱いいたします。
13. 振込手数料
当行の規定により変動する場合があります。
14. 同日の複数取引
振込指定日において引落指定口座からの引落しが複数あり、引落指定口座の残高をこえる時は、そのいずれを引落すかは当行の任意とさせていただきます。
15. 振込の取止め
お取扱いを取止める場合は、次回振込日より2週間程度の余裕をもって、当行へお届けのうえ解約の手続きをおとりください。
16. 契約内容の変更
依頼書の申込区分2.変更にてお申込みください。
17. 解約
 - (1) この契約は、指定の最終振込月の振込をもって自動的に解約いたします。なお、最終振込日より前に解約される場合には解約の手続きをお取り下さい。
 - (2) 最終振込日前日であっても12ヶ月連続して本サービスの利用がない場合は自動的に解約いたします。この場合、解約通知は省略させていただきます。
 - (3) 引落指定口座が解約された場合には、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
 - (4) この契約は、当行が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。なお、この場合に解約通知は省略させていただきます。
18. 規定の変更
 - (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
 - (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
 - (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上